

こんなところにとらぶるの芽 (No.30)

～ちょっと気になる消費生活情報をお届けします～

ブライダルエステ 契約は慎重に

ブライダルエステは結婚式に備えて行うエステティックサービスの総称で、フェイシャル、痩身、脱毛等のサービスがあります。普段、エステを利用しない人でも、晴れの舞台である結婚式のためにブライダルエステを利用したいと考える人は多いようです。

しかし、こうしたブライダルエステの人気の一方で、ブライダルエステによるトラブルが発生しています。

<ケース 1>次々販売

- ・ブライダルエステの施術を受けるたびに、次々に追加の施術や化粧品等を勧められた。

<ケース 2>高額な契約

- ・数十万円の高額なブライダルエステの契約をしたが、冷静になって考えると高くて支払えない。

<ケース 3>肌トラブル

- ・ブライダルエステで皮膚がかぶれて結婚式が台無しになった。

この他にも、ブライダルエステの無料体験やお試しに軽い気持ちで行ったら強引に勧誘され、断りきれずに契約してしまった、といったトラブルも発生しています。

■なぜ、トラブルになるの？ ～花嫁の心理につけこむ事業者がいます～

一生の記念に残る結婚式です。式当日に最高に美しい花嫁になりたいという思いから、ある程度の出費はやむを得ないと高額な契約を短期間で決断して後悔するというトラブルに発展しがちです。

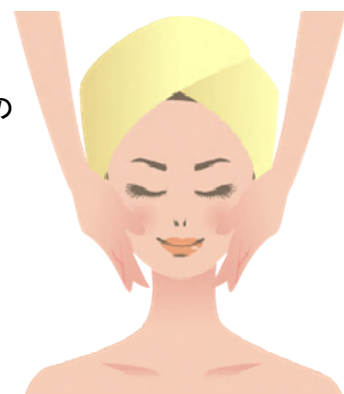
また、こうした花嫁の心理につけこみ、強引な勧誘や次々販売を行う事業者がいるということも頭の片隅に入れておきましょう。

■ブライダルエステは計画的に

何かと費用がかさむ結婚準備。結婚式を前に気持ちが高ぶってしまって、必要のない契約をして後悔することがないように、ブライダルエステにいくらかけるか予算を決めておくなど、結婚式の資金計画をしっかりと立てておくことが大切です。

また、あまりエステを受けた経験のない人や肌の弱い人、アレルギーのある人等は肌トラブルが起きやすいので、式直前にエステの施術を受けるのは控えましょう。事前にパッチテスト（皮膚アレルギー試験）を受けて体質に合っているか確認しておくことと安心です。

※妊娠中の方は、事前に医師に相談しましょう。





ここに気をつけよう！

- ・ 契約するつもりがないときは、きっぱり断ること
- ・ 無料体験やお試しを利用する前に、サービスの内容、料金等をよく確認すること
- ・ エステは、特定商取引法で特定継続的役務提供に係る規制対象となっており、クーリングオフや中途解約ができる場合があります（期間が1カ月を超え、料金が5万円を超えるもの）
- ・ 勧誘や契約に疑問、不安に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談する

基礎知識「特定継続的役務提供」（東京都）

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/s_faq/kiso/k_keizokuekimu.html

ブライダルエステで危害発生！－施術を受ける際には、時間的な余裕を持って－（国民生活センター）
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110707_1.html

エステ業者による化粧品等の次々販売（国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/jirei/data/201008_1.html